

大学院設置基準の一部を改正する省令案
に関するパブリックコメント（意見公募手続）の結果について

1. 意見募集の概要

- (1) 募集期間：令和2年1月23日（木）～令和2年2月24日（月）
- (2) 告知方法：ホームページ
- (3) 受付方法：郵送、FAX、電子メール

2. 意見総数

件数：10件（個人8件（3名）、不明2件）

3. 主な意見の概要

- 特段反対ではない。
- リカレント教育推進のため単位認定の柔軟化措置を考えているとのことだが、学位取得者を増やすことが目的なのか。本改正で社会を先導する人材が育つのか。
- 大学院のレベルは様々であるため、他大学院で履修した授業科目の単位認定の際に試験が行われるのが妥当ではないか。
- 多くの大学において「大学院」は「修士課程（博士前期課程）」と「博士課程（博士後期課程）」に分かれているため、「他大学院の単位互換の考え方」においては、単位互換の上限を定める「大学院」の範囲を明確にする必要がある。
- 改正の概要②1行目の「学生が当該大学に」は「当該大学院に」の誤りではないか。